

令和7年度 第4回新発田警察署協議会議事概要

開催日時	令和8年2月12日（木）午後1時30分から午後3時00分まで		
開催場所	新発田警察署講堂		
出席者	委員 (定数15人)	鈴木会長 安達副会長 小柳副会長 井川委員 池田委員 大沼委員 小川委員 小井戸委員 品田委員 高橋委員 田代委員 長谷川(英)委員 (会長・副会長以下50音順)	計12人
	警察	阿部署長 川上副署長 山田分庁舎所長 川上警務課長 渡邊会計課長 関留置管理課長 野呂生活安全課長 佐久間地域課長 佐々木刑事課長 川崎交通課長 三島警備課長	計11人

管内の治安情勢

署長から、令和7年12月末現在の管内の治安情勢について、資料に基づき説明があった。

前回の答申事項に対する業務推進状況

生活安全課長、交通課長から、前回答申した重点推進項目の取組状況について説明があった。

1 犯罪抑止対策の推進

(1) 特殊詐欺被害防止対策の推進

ア 防犯団体や事業者と協働した更なる広報活動の推進

- スーパーマーケットや各種会合等において被害防止広報を実施
- ミニ広報紙により、被害防止広報を実施

イ 金融機関と協力した水際対策の強化

- 金融機関における窓口対応訓練の実施

ウ SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害防止対策の推進

- 各種会合等において防犯チラシの配付及び被害防止に関する講話を実施

(2) 子供・女性にかかる犯罪被害防止対策の推進

ア 通学路、学校における犯罪・前兆事案対策の推進

- 登下校時間帯におけるパトロール活動を強化

- 管内の小・中学校で不審者対応訓練を実施
- 少年警察ボランティアと協働で街頭補導活動を実施
- イ 不審者事案の早期解決と迅速かつ適切な情報提供
 - 行為者の早期特定による先制的予防活動を実施
 - 不審者に関する情報発信の強化

2 交通事故防止対策の推進

- (1) 冬の交通事故防止運動（12/11～20）
 - ア スーパーマーケットで交通安全広報を実施
 - イ 飲酒運転の根絶を目的とした飲食店訪問を実施
- (2) 各種広報活動の実施
 - ア 園児や児童等に対する交通安全教室を実施
 - イ 事業所等に対する交通安全講話を実施
- (3) 交通指導取締りの推進
 - ア 通学路や交通事故多発地区における交通指導取締りを実施
 - イ 飲酒運転等悪質な違反に対する取締りを実施

3 高齢者の各種被害等防止対策の推進

- (1) 高齢者の犯罪被害防止対策の推進
 - ア 高齢者の特殊詐欺被害防止対策の推進
 - 各種会合における防犯広報を実施
 - 寸劇による防犯広報を実施
 - イ 高齢者を交通事故から守るための対策の推進
 - 公民館等における交通安全教室を実施
 - スーパーマーケットで「シニア安全強化日」の広報を実施
- (2) 高齢者の各種事故防止対策の推進
 - ア 認知症高齢者の徘徊、行方不明者の発見、各種事故防止対策の推進
 - 高齢者の行方不明、保護、安否確認事案発生時の対応
 - イ 認知症、重度の心疾患、その他病気を抱え運転に支障がある高齢者の免許自主返納手続きの推進
 - 認知症高齢者やその家族に対する運転免許証自主返納に関する広報の実施

諮問

署長から、当面の重点推進事項について次のとおり諮問があった。

1 犯罪抑止対策の推進

- (1) 特殊詐欺被害防止対策の推進
 - ア 防犯団体や事業者と協働した更なる広報活動の推進
 - イ 金融機関、コンビニエンスストアと協力した水際対策の強化
 - ウ SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺被害防止対策の推進
- (2) 子供・女性にかかる犯罪被害防止対策の推進
 - ア 通学路、学校における犯罪・前兆事案対策の推進
 - イ 不審者事案の早期解決と迅速な情報提供
- (3) 高齢者の犯罪被害防止対策の推進

- ア 高齢者の特殊詐欺等被害防止対策の推進
高齢者の強盗被害、悪質商法被害防止対策の推進
- イ 高齢者の各種事故防止対策の推進
認知症高齢者の徘徊、行方不明者の発見、各種事故防止対策の推進

2 交通事故防止対策の推進

- (1) 新入学児童・園児の交通事故防止対策の推進
 - ア 春の全国交通安全運動と連動した広報啓発活動の実施
 - イ 園児・児童に対する交通安全教育の推進
 - ウ 横断歩行者妨害等、交通事故に直結する交通違反の取締り強化
- (2) 自転車利用者に対するルールの周知とマナーアップの推進
- (3) 高齢者交通事故防止対策の推進
 - ア 高齢歩行者保護に資する広報と取締り
 - イ 安全運転相談ダイヤル、運転免許証の返納の周知等、高齢者の交通事故防止に資する広報
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 「速度等取締り指針」に基づいた交通指導取締りの推進

答申

質疑の後、新発田警察署協議会として協議、検討した結果、諮問のとおり推進するよう答申した。

意見・要望・質疑等（○は署長等の説明）

- 1 県内では違法薬物使用等で検挙数が増えているが、新発田警察署管内の状況について伺う。
 - 令和7年中、当署の薬物事犯（主に覚醒剤、大麻など）の検挙実績は、前年とほぼ同数でした。
- 2 オーバードーズの実態について伺う。
 - オーバードーズとは、医薬品の薬や違反薬等を決められた用量を超えて大量に摂取することを言いますが、取扱件数については集計していないのが実情です。
- 3 飼い主が犬をリードなしで住宅街等の公道を散歩させたり、公園等で遊ばせたりしているような場合、どこに相談等すれば良いか伺う。
 - 飼い主がリードをしない犬を公道や公園で散歩等させたりする行為は係留義務違反に該当します。もし同様のことがあったら、遠慮なくその場で警察に通報いただくか、相談していただきたいと思います。

速度等取締り指針の策定

交通課長から、交通事故発生実態に合わせた速度等取締りを実施する旨の説明があり、了承した。

その他

警察署協議会終了後、同所で胎内市、警察、民間団体等で構成している劇団「きいつけれんす」が特殊詐欺被害防止に関する寸劇を実施した。

協議会議事の状況



寸劇の状況

